

神山町地籍調査事業仕様書

FⅡ, G, H工程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、神山町（以下「発注者」という。）が、国土調査法に基づき実施する地籍調査事業の一筆地測量（FⅡ-1工程）、原図作成等（FⅡ-2工程）、地積測定（G工程）、地籍図・地籍簿の作成（H工程）を行う場合に適用する。

(作業規程)

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか委託契約書及び下記の法令等により行うものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 国土調査法施行規則（平成22年10月12日国土交通省令第50号）
- (4) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (5) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- (6) 地籍調査作業規程準則運用基準
（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程及び同細則
（平成14年国土国第591号及び598号国土交通省土地・水資源局通知）
（平成17年国土国第13号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (8) 地籍調査成果電子納品要領（平成17年国土国第12号国土交通省土地・水資源局通知）
- (9) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン
（平成17年国土国第13号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (10) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (11) その他関係法令及び通達

(疑義)

第3条 受託者（以下「受注者」という。）が、本業務実施にあたり本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上指示を受けるものとする。

(業務の着手)

第4条 受注者は、契約締結後14日以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が業務等の実施のため発注者との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

(業務計画書の提出)

第5条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

(主任技術者)

第6条 受注者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として主任技術者を定め、契約締結後7日以内に発注者に提出しなければならない。

- 2 主任技術者は、作業の管理及び統括を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者であり、測量士、地籍調査管理技術者及び地籍調査主任調査員等の資格を有する者でなければならない。
- 3 受注者は、主任技術者の資格要件について、資格者証の写しを発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、主任技術者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を発注者に提出しなければならない。

(照査技術者)

第7条 受注者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容を照査する者として照査技術者を定め、契約締結後7日以内に発注者に提出しなければならない。

- 2 照査技術者は、測量士、地籍調査管理技術者、地籍調査主任調査員の資格を有する者でなければならない。
- 3 受注者は、照査技術者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を発注者に提出しなければならない。
- 4 照査技術者は、主任技術者を兼ねることはできない。

(関係官公署との調整)

第8条 受注者は、本業務を遂行するに当たり、関係官公署との調整が必要な場合は、発注者と共に対応するものとする。

(使用機械器具)

第9条 本作業に使用する機械器具は、測量精度を十分保持し得るものとし、作業着手前に使用機械器具名を記載した書類及び検定証明書を発注者に提出し、承認を得るものとする。

(工程管理)

第10条 本作業における工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規程により実施するものとし、完了時にその成果品を提出するものとする。

- 2 受注者は、毎月の業務の進捗状況を所定の様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに提出しなければならない。また、業務実施中に発注者から資料の提出を求められた場合は、期日までに提出しなければならない。

(秘密厳守)

第11条 受注者は、業務上知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。また、業務上収集した情報を発注者の許可なく複製及び加工し、庁外に持ち出してはならない。

- 2 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(補償)

第12条 業務実施にあたり、受注者が第三者に与えた損害は、受注者の責任において補償するものとする。

(訂正)

第13条 受注者は、業務終了後に成果の誤りがあった場合は、責任をもって直ちに訂正しなければならない。

(保安)

第14条 受注者は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑を及ぼさないよう次の各項により、作業しなければならない。

- (1) 交通及び保安に関係のある作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合わせの上施工すること。
- (2) 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中に事故が生じた場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに発注者に報告すること。

(作業の実施)

第15条 受注者は、作業実施にあたり、地元関係者との無益な摩擦や紛争をおこさないよう細心の注意を払い、作業を実施するものとする。

- 2 受注者は、作業実施にあたり、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は既往者にその旨を通知すること。
- 3 受注者は業務の実施にあたり、発注者が貸与する国土調査法第24条第3項の規程に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。
- 4 受注者は業務終了後、速やかに身分証明書を発注者に返納すること。

(成果品の検査・納品)

第16条 本業務の成果品の検査については、受注者の主任技術者立会いのうえ工程毎又は作業完了後、発注者の検査を受けるものとする。

- 2 発注者の検査において、過失または粗漏に起因する誤りが生じ適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正し、再検査の合格をもって完了とするものとする。その場合の補測等は受注者の負担において、実施するものとする。

(成果品の帰属)

第17条 本業務で使用された資料及び成果品等は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与してはならない。

(業務の完了)

第18条 本作業の完了は、別表に定める成果品を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

第2章 業務概要及び作業

(業務概要)

第19条 本業務は地籍測量業務とし、測量の方式は地上測量による方式（以下「地上法」という。）とする。

(業務実施区域)

第20条 本作業の実施区域は、別添区域図のとおりとする。

(作業数量等)

第21条 事業量は、別添設計書のとおりとする。

(作業工程)

第22条 本作業の工程は、下記のとおりとする。

- (1) FⅡ-1, FⅡ-2 工程（一筆地測量, 原図作成等）
- (2) G 工程（地積測定）
- (3) H 工程（地籍図・地籍簿の作成）

第23条 作業期限は、下記のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|------------|
| (1) FⅡ-1 工程（一筆地測量） | 令和8年 8月28日 |
| (2) FⅡ-2 工程（原図作成等） | 令和8年 9月25日 |
| (3) G 工程（地積測定） | 令和8年10月30日 |
| (4) H 工程（地籍簿案の作成） | 令和8年11月27日 |
| (5) H 工程（地籍図複製図・地籍簿の作成及び数値情報化） | 令和9年 2月12日 |

第3章 FⅡ-1, FⅡ-2 工程（一筆地測量, 原図作成等）

(一筆地測量の観測及び測定)

第24条 放射法等による一筆地測量の観測及び測定の方法は、運用基準に定めるところによるものとする。

- 2 与点において、基準方向と他の図根点等の観測を行い当該点の異動、番号誤りを点検するものとする。
- 3 本作業における観測は、GPS測量機もしくはトータルステーションを用いるものとする。
- 4 一筆地測量における筆界点の次数は、地籍図根三角点等を基礎として通算次数は、6次までとする。

(計算及び筆界点の点検)

第25条 放射法等による一筆地測量の計算の単位及び計算値の制限は、運用基準に定めるものとする。

(原図等の作成)

第26条 本作業は、原図作成等の工程とし下記の点を考慮の上作業するものとする。

- (1) 地籍図原図の作成は、規定されている精度を保持できる自動製図機を用いて作成するものとする。

- (2) 原図、筆界点番号図、地籍図一覧図の用紙は、ポリエステルフィルム（マイラー）#300以上のものを使用し熱処理を施すものとする。
- (3) 本仕様書及び施行規則等に明示されていない事項で疑義が生じたときは発注者と受注者との協議に基づき決定する。
- (4) 閲覧後の原図の修正については、この契約に含むものとする。

第4章 G工程（地積測定）

（地積測定）

第27条 本作業は、地積測定の工程とし下記の点を考慮の上作業するものとする。

- (1) 地積測定は、各筆界点の座標値により、「座標法」により、各筆の面積を求積するものとする。
- (2) 面積計算簿には、地番、面積、筆界点番号、筆界点座標、筆界点間の計算辺長、筆界点間の方向角を含めるものとする。ただし、地番のついていない長狭物については、管理番号を付し、他と区別できるようにするものとする。

第5章 H工程（地籍図及び地籍簿の作成等）

（地籍簿案の作成）

第28条 本作業は、地籍簿案の作成の工程とし下記の点を考慮の上作業するものとする。

- (1) 一筆地調査・地籍測量及び地積測定の結果に基づき地籍簿案を作成するものとする。
 - (2) 本仕様書及び施行規則等に明示されていない事項で疑義が生じたときは発注者と受注者との協議に基づき決定する。
- 2 地籍簿案を作成するためのデータは、発注者のコンピュータ（地籍調査支援システム）に入力すること。
 - 3 調査期間においての土地の異動を把握するため、地籍簿案作成の前に上記により作成したデータについて、再度登記簿と照合すること。

（調査票点検整理）

第29条 地籍簿案作成に先だって当該調査図、地籍調査票、地籍図原図及び地積測定成果簿等をそれぞれ相互に照合し誤りがないかどうか、及び施行令、準則に定める規格どおりの仕上がりとなっているかどうかを点検・整理するものとする。

（閲覧）

第30条 発注者は、地籍図原図及び地籍簿案の作成後、国土調査法第17条の規定に基づきその旨を公告し、公告の日から20日間、土地所有者など一般に閲覧に供すものとする。なお、閲覧の日程については、発注者と受注者との協議に基づき決定する。

- 2 受注者は、成果の閲覧（国土調査法第17条）において、土地所有者等への立会状況等の説明が必要であるため、担当者を毎日1名以上出席させることとする。
- 3 受注者は、成果の閲覧（国土調査法第17条）において、土地の所有者その他の利害関係人

又はその代理人に閲覧の目的、期間等を記載した通知文を作成し通知すること。なお、通知の前に発注者による確認を受けるものとする。

- 4 受注者は、成果の閲覧（国土調査法第 17 条）において、必要な書類等を作成し事前に発注者による確認を受けるものとする。
- 5 受注者は、成果の閲覧（国土調査法第 17 条）において、誤り等訂正申し出があった場合は、対応するものとする。
- 6 受注者は、成果の閲覧（国土調査法第 17 条）において、期間内に閲覧を行わなかった土地の所有者その他の利害関係人又はその代理人に別途地籍図、地籍簿等の写しを送付して地籍調査結果閲覧表等にて承諾をもらうものとする。

（地籍図複製図の作成）

第 3 1 条 本作業は、地籍図複製図の作成の工程として下記の点を考慮の上作業するものとする。

- (1) 地籍図複製図は、ポリエステルフィルム（マイラー）#300 以上のものを使用し熱処理を施すものとする。
- (2) 地籍図と同一縮尺であり、ひずみがなく鮮明であること。
- (3) 十分な耐久性が保証されること。

第 6 章 成果品

（成果品）

第 3 2 条 本業務による納入する成果品は次のとおりとする。

（別表）

単位作業	記録及び成果
各単位作業共通	<ol style="list-style-type: none"> ① 工程表 ② 検査成績表 ③ 作業従事者名簿 ④ その他工程上必要な資料 ⑤ 各工程で指示のないもので電磁的記録による提出が可能なものは電磁的記録
F II - 1 工程 一筆地測量 F II - 2 工程 原図作成等	<ol style="list-style-type: none"> ① 一筆地測量観測計算諸簿 ② 筆界点成果簿 及び 電磁的記録 ③ 精度管理表 ④ 地籍図筆界点番号図（仮作図） ⑤ 地籍図原図 ⑥ 筆界点番号図 ⑦ 地籍図一覧図 ⑧ 地籍明細図（必要な場合）
G 工程 地積測定	<ol style="list-style-type: none"> ① 地積測定観測計算諸簿 ② 地積測定成果簿 及び 電磁的記録 ③ 筆界点座標値等の電磁的記録 ④ 精度管理表
H 工程 地籍図・地籍簿の作成	<ol style="list-style-type: none"> ① 地籍図複製図 1 部 ② 地籍簿案（閲覧前） ③ 地籍簿（閲覧後） ④ 数値情報化磁気記録媒体（CD-R を標準とする。） ⑤ 数値情報化ダンプリスト ⑥ 面積較差一覧表 ⑦ 地籍フォーマット 2000 チェッカー検査成績書

- | | |
|--|------------------------------|
| | ⑧ 検査図（図面枚数の5%）
⑨ 各種不整合リスト |
|--|------------------------------|

- 1 受注者は、成果品とする電子記録媒体は、ウイルスチェックを行い納品するものとし、その記録媒体は、発注者が所有するウイルス検査用のパソコンで再度検査を行うものとする。
- 2 電子記録媒体には、業務名称・作成年月日・発注者名・ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名/ウイルス定義年月日/チェック年月日/フォーマット形式）をラベルに表示するものとする。

第7章 その他

（その他）

第33条 受注者が本業務において使用するシステムは、発注者のコンピュータ（地籍調査支援システム）に入出力が可能なソフトウェアであること。なお、地籍調査支援システムは地籍事務支援システム並びに調査・測量支援システムにより構成される。

（会計検査院監督官庁等の検査）

第34条 会計検査院監督官庁等の検査により委託費の減額又は、手直しを命ぜられた場合は、受託者がその責を負うものとし業務の施行に当たっては仕様書に基づき入念に施行すると共に労働関係諸法令を固く守る事とする。